

# 委託契約書

沖縄県立芸術大学学長 比嘉康春（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、美術品運搬及び梱包・開梱・輸送作業に係る業務委託について、次の条項により契約を締結する。

## （委託事業）

**第1条** 甲は、美術品運搬及び梱包・開梱・輸送作業（以下「委託事業」という。）の実施を委託し、乙は、これを受託する。

## （委託事業の方法）

**第2条** 乙は、別紙の仕様書に従い、法令を遵守し、委託事業を実施しなければならない。  
2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

## （委託事業の期間）

**第3条** 委託事業の期間は、平成28年〇月〇日から平成29年3月31日までとする。

## （委託料）

**第4条** 甲は、委託事業に対する委託料として、金〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇円）を乙に支払うものとする。「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

## （進捗状況の報告等）

**第5条** 甲は、必要があると認めるときは、委託事業の処理状況について実地及び書面による検査を実施し、又は乙に対して報告を求め、必要な指示をするものとする。

## （委託事業内容の変更）

**第6条** 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

- (1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
- (2) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
- (3) 本契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。
- (4) 行政目的上、又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、あるいはこの契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。

2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から30日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。

3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

(計画変更の承認)

**第7条** 乙は、仕様書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。

- (1) 変更に係る内容が軽微なもの（仕様書で定める各費目間の10パーセント以内の流用（人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。））である場合
- (2) 天変地異その他やむを得ない事由により、委託した業務を変更しなければならない場合

2 甲は、前項に定める事項の承認をするときは、条件を付すことができる。

(危険負担)

**第8条** 委託事業の実施に伴って生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲の負担とする。

(事業完了報告)

**第9条** 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して委託事業完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託事業完了報告書の提出を受けた日から10日以内に事業完了の検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正し、甲の検査を受けなければならない。この場合における甲が行なう検査については、前2項の規定を準用する。

(委託料の額の確定)

**第10条** 委託料は、前条第2項の検査の結果が、本契約の内容に適合するものであると認められるときは、支払いすべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

(委託料の支払)

**第11条** 乙は前条に定める通知を受けた後に、委託料（既に支払済の額があるときは、当該支払済額を控除した額）の支払いを請求することができる。

2 甲は乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず概算払いをすることができる。

3 甲は、第1項及び第2項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

4 乙は、既に支払いを受けた委託料が前条の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲に返還するものとする。

5 乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利2.9パーセントの延滞金を徴収できるものとする。

(契約保証金)

**第12条** 沖縄県財務規則第101条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とする。但し、同条第2項の規定に該当する場合は全部又は一部を免除とする。

(甲による契約の解除及び違約金)

**第13条** 甲は、次に掲げる一の原因が生じたときは、いつでもこの契約を解除し、また、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託事業を完了しないとき又は完了期限までに委託事業を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、公共の福祉に反する活動を行う団体及びその行為者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である者。

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団等を利用している者

エ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団等であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合は、甲は違約金として契約保証金を取得し、返還の義務を負わない。また、第12条により乙が契約保証金の免除を受けている際には、甲は契約保証金相当額を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

(乙による契約の解除)

**第14条** 乙は、甲がこの契約条項に違反したときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項に定める場合のほか、契約の解除を必要とするときは、甲と協議の上、契約を解除することができる。

3 第1項の規定による契約解除の場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(秘密の保持)

**第15条** 乙は、本契約による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、

秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。

3 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

(著作権)

**第16条** 成果物の著作権及び所有権は、甲に帰属する。ただし、委託事業の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利の侵害に相当する行為があった場合は、乙の費用をもって処理するものとする。

(権利義務の譲渡等)

**第17条** 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

**第18条** 乙は、本契約の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託者に委託することができる。この場合、乙は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(疑義の協議)

**第19条** この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市首里当蔵町1丁目4番  
氏名 沖縄県立芸術大学 学長 比嘉 康春

乙 住所  
氏名